

社団法人 新潟県自動車整備振興会定款

| | | |
|-------|-----------|---|
| 第 1 章 | 総 | 則 |
| 第 2 章 | 事 | 業 |
| 第 3 章 | 会 | 員 |
| 第 4 章 | 役員，顧問及び職員 | |
| 第 5 章 | 会 | 議 |
| 第 6 章 | 会務運営の組織 | |
| 第 7 章 | 会 | 計 |
| 第 8 章 | 解散及び清算 | |
| 第 9 章 | 定款の変更 | |
| | 附 | 則 |

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営を確保し、あわせて自動車の整備事業の健全な発達に資するとともに、会員相互の連絡を緊密にすることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、社団法人新潟県自動車整備振興会という。

(事 務 所)

第3条 本会の主たる事務所は、新潟市におく。

2. 会長は、本会の会務の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、支所及び分室又は事務取扱所を設けることができる。

(本会の地区)

第4条 本会の地区は新潟県一円とする。

第2章 事 業

(事 業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること。
- (2) 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、若しくはこれらを公刊し、又は情報を提供し、若しくはあつ旋すること。
- (3) 講演会、講習会を開くこと。
- (4) 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応ずること。
- (5) 自動車の整備に関する技術の向上及び自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車分解整備事業者等の相談に応じ、又はこれらの者を指導すること。
- (6) 自動車の整備についての普及、啓蒙、広報に関すること。
- (7) 自動車整備士二種養成施設の管理及び運営に関すること。
- (8) 自動車損害賠償責任保険の代理店業務及びその他の自動車に関する保険の代理店業務。
- (9) 会員の親交並びに相互の啓発向上に関すること。
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第3章 会 員

(会員となることのできる者)

第6条 次に掲げるものは、会員となることができる。

- (1) 本会の地区内に住所又は事業場を有し、自動車の整備に関係ある事業を営む者。
- (2) 本会の趣旨に賛同する者であって理事会の決議を経た者。

(入会の申込)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、すべて入会金及び会費を納めなければならない。

2. 入会金及び会費の額は総会の決議により別に定める。

(臨時会費)

第9条 本会は、会の運営上特に必要と認めるときは、総会の決議を経て、会員から臨時会費を徴収することができる。

(会員の資格)

第10条 会員の資格は、入会金を納め、且つ会員名簿に登録されたときから生ずる。

(議決権等)

第11条 会員は、各々1個の議決権を有する。

第12条 会員は、本会の事業及び財産の状況について理事に説明を求めることができる。

(退 会)

第13条 退会しようとする者は、退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第14条 会員で次の各号の1に該当する者は、総会の決議によって除名することができる。

- (1) 本会の名誉をけがし、又は信用を失うような行為があったとき。
 - (2) 定款若しくは規則を守らず、又は決議を無視する行為があったとき。
 - (3) 1年以上会費の納付を怠ったとき。
2. 除名は、除名した会員にその旨の通知をしなければ、これをもってその会員に対抗することができない。
 3. 除名されたものは、除名された日から1年間、本会の会員となることができない。

(権利の喪失)

第15条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した金銭その他本会の資産に対して何等の請求をすることができない。

第4章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第16条 役員の数に次のおりとする。

| | |
|---------|------------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 3 名以内 |
| 専 務 理 事 | 1 名 |
| 理 事 | 33名以上38名以内 |
| 監 事 | 3 名以内 |

2. 前項に掲げる役員その他、必要に応じ専務理事1名をおくことができる。
3. 第1項に掲げる理事の数には、会長、副会長、専務理事及び専務理事を含むものとする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び専務理事は理事の互選とする。

(役員の仕事)

第18条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の定めた順位に従いその仕事を行う。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その仕事を行う。
4. 専務理事は、専務理事を補佐して会務を分掌し、会長、副会長及び専務理事に事故あるとき、又は欠けたときは、その仕事を行う。
5. 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
6. 監事は、民法第59条に定める仕事を行う。

(会の代表権)

第19条 会長は、本会を代表する。

(役員任期)

第20条 役員任期は、2カ年とする。但し重任を妨げない。

2. 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは引き続きその仕事を行うものとする。

(役員報酬)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第22条 本会に顧問をおくことができる。顧問は、理事会の決議により会長が委嘱する。

2. 顧問は、本会の重要事項に関して会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第23条 本会の事務を処理するために事務局を設け、職員をおく。

2. 事務局に関する規程は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

3. 職員の任免は、会長がこれを行う。

第5章 会 議

(会議)

第24条 会議は、総会及び理事会とする。

2. 会議は、すべて会長が招集し、議長となる。

(総会)

第25条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後2カ月以内に、臨時総会は会長が必要と認めたときに招集する。

3. 会員が総会員の5分の1以上の同意を経て、会議の目的である事項を示して請求したときは、会長は、その日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

(総会の招集)

第26条 総会の招集は、会議の目的となっている事項、日時及び場所を示した書面で開催の7日前までに会員に通知しなければならない。

(総会に附議する事項)

第27条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 本会の解散及び清算人の選任
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 事業計画及び収支予算の決定
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 入会金、会費の額及び徴収の方法
- (7) 臨時会費の徴収
- (8) 会員の除名

(9) その他本会の運営上特に重要な事項

(総会の決議方法)

第28条 総会は、総会員の過半数の出席により開催し、議事は、出席会員の過半数で決する。

可否同数のときは、議長の決するところによる。但し、前条第1号及び第2号については、出席会員の3分の2以上の多数によって決議する。

(議決権の行使)

第29条 会員は、議決権の行使を、会員である代理人に委任し、又は書面でおこなうことができる。但し、代理人は会員の委任状を提出しなければならない。

(議事録)

第30条 本会には、議事録をそなえなければならない。

2. 議事録には、次に掲げる事項を記載して議長及び役員以外の出席会員2名以上が署名捺印し、保存するものとする。

- (1) 総会開催の日時及び場所
- (2) 会員の総数及び出席会員数
- (3) 議事の項目
- (4) 議事の経過およびその結果

(理事会)

第31条 理事会は、理事で組織し、会長が必要と認めたときに開催する。

2. 会長は、特に必要と認めたときは、理事会に監事の出席を求めることができる。

(理事会に附議する事項)

第32条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 総会に提出する議案
- (4) 総会を開く暇がない場合における緊急事項の処理
- (5) 第6条第2号、第22条、第23条第2項、第34条及び第35条第2項に関する事項
- (6) その他重要な事項

2. 前項第4号の決議事項は、次の総会においてその承認を得なければならない。

(理事会の決議方法)

第33条 理事会は、理事の過半数が出席して開催し、議事は、出席理事の過半数で決する。

可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 会務運営の組織

(部会及び委員会)

第34条 会長は、本会の会務の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、各種の部会及び委員会を設けることができる。

2. 部会及び委員会に関する必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(支部)

第35条 本会は円滑な事業運営を図るため支部を設けることができる。

2. 支部の運営に必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

第7章 会計

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第37条 本会の経費は、入会金、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2. 毎会計年度の決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰りこすものとする。

(監査)

第38条 会長は、会計年度の終了とともに、つぎに掲げる書類を作り、通常総会の開催日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

第39条 監事は前条の書類を受理したときは、これを遅滞なく監査し、意見書を附して会長に報告しなければならない。

2. 会長は、前条の書類及び前項の監事の意見書を総会に提出して承認を得た後、これを主たる事務所に備えつけなければならない。

第8章 解散及び清算

(清算人)

第40条 解散のときの清算人は、総会の決議を経てこれを定める。

(残余財産の処分)

第41条 解散のときの残余財産の処分の方法は、総会の決議を経て、新潟運輸局長の許可を得なければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款の変更は、第28条但書による決議を経て、新潟運輸局長の認可を得なければ、その効力を生じない。

(条文の修正)

第43条 前条の場合において総会は、新潟運輸局長から条文の修正を示されたときにおけるその決定を理事会に委任することができる。

2. 理事会が前項の委任によって修正したときは、次の総会にその旨を報告しなければならない。

附 則

第44条 本会の設立総会は、最初の通常総会とする。

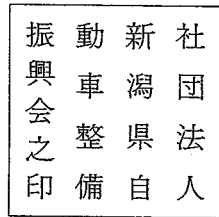
第45条 本会の設立当初の役員任期は、次年度の最初の通常総会のときまでとする。

第46条 本会の設立当初の会計年度は、設立の日から始まる。

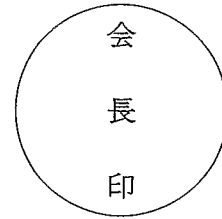
第47条 本会の創立費は、本会の負担とする。

第48条 本会において使用する印章の雛形は、次の通りとする。

(曲尺 1 寸角)



(曲尺徑 5 分)



変更認可日等

| | |
|---------------|------------------|
| 昭和27年 1 月24日 | 設立認可 |
| 昭和29年 5 月20日 | 変更認可 (事業変更) |
| 昭和31年 6 月20日 | 認可申請 (保険事業追加) |
| 昭和45年 9 月30日 | 変更認可 (副会長 1 名追加) |
| 昭和46年 8 月 7 日 | 変更認可 (構改事業追加) |
| 昭和58年 9 月 6 日 | 変更認可 (目的変更) |
| 平成 7 年 7 月14日 | 変更認可 (常務制導入等) |
| 平成10年 6 月16日 | 変更認可 (員外監事設置) |